

菊池環境工場 「クリーンの森合志」 地域交流会を開催します



詳しくは
こちら→

⑤ きくち環境テクノロジー(株)
☎096(248)0330

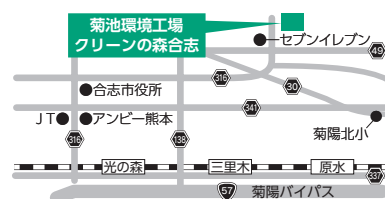
菊池広域連合が運営している菊池環境工場「クリーンの森合志」にて地域交流会が開催されます。

日時
8月3日(日) ※雨天決行
①午前10時～正午 ②午後1時～3時

内容
●ごみ焼却施設の内部を見学
●体験型環境学習(環境教育・マイバック制作＋ガイドツアー)

費用・その他

無料
申し込み不要。
会場に直接お越しください。
※団体での参加も可能です。



菊陽町合併70周年記念事業 金婚夫婦募集



詳しくは
こちら

⑤ 介護保険課 介護予防係
☎096(232)2366
FAX 096(232)6676

結婚50周年を迎える夫婦を対象に、表彰式典を開催します。

日時
9月19日(金) 午前10時～11時10分

場所
図書館ホール

対象者
昭和50年に結婚した、町に住所を有する夫婦
※昭和50年以前に結婚し、同表彰式典に申し込んだことがない夫婦も対象です。

申込方法
①6月末～7月上旬に回覧する回覧板を確認の上、介護保険課に郵送またはFAXで申し込む
②介護保険課または各センターの窓口で申し込む
※申込書は町ホームページからもダウンロードできます。
③右記QRコードから申し込む



申し込みはこちら→

人形劇ぶっくる 第23回定期公演を開催



詳しくは
こちら

⑤ 図書館ホール ☎096(232)7756

日本の昔話「三まいのおふだ」を公演します。みんなでうたおう(「小さな世界」など7曲)もあります。



日時
7月27日(日) 午前11時開演
(開場：午前10時30分)

場所

図書館ホール

費用

入場無料(入場整理券が必要です)

入場整理券

7月6日(日)午前9時30分から、図書館で配布します(休館日を除く午前9時30分～午後5時)。
※1人4枚まで。
※整理券がなくなり次第、配布終了。

中学校部活動の「休日」 地域移行を進めます



詳しくは
こちら

⑤ スポーツ振興課 スポーツ振興係
☎096(288)7877

部活動は、これまで学校教育の一環として行われ、大きな教育的意義や役割を果たしてきました。しかし、全国的に部員数の減少、指導者不足、教職員の働き方改革などの課題により、適正な実施が難しい状況が見えてきました。そこで、本町でも国や県の方針に沿って、子どもたちのスポーツ・文化芸術に親しむ環境を守るため、まずは、中学校部活動の「休日」地域移行に向けて検討を進めています(中学校部活動がすぐなくなるわけではありません)。

今後の見通し

- 令和7年度
準備のできた部活動のみを試行的に地域クラブに移行【休日のみ(年1回程度)】
- 令和8年度
準備のできた部活動のみを先行的に地域クラブに移行【休日のみ(月に1日)】
- 令和9年度
全部活動を地域クラブ活動に移行【休日のみ(毎週)】

町民の健康づくりの推進に向けて (株)ルネサンスと包括連携協定を締結

⑤ 介護保険課 地域包括支援係 ☎096(232)2366

5月28日、町と(株)ルネサンスは、第7期菊陽町総合計画に定める将来像「ともに 輝き 成長 しつづけるまち 菊陽」の実現に向けて、町民の健康づくりの推進を目的とした包括連携協定を締結しました。

今回の協定内容には、「熊本ーT SMC健康長寿プロジェクト」をはじめとする介護予防活動支援のほか、スポーツ環境づくりや高齢者の生きがいづくりなど、幅広い世代の健康づくりに取り組むことが盛り込まれています。

協定締結式では、(株)ルネサンスの望月美佐緒代表取締役社長執行役員が「将来にわたって菊陽町民の健康づくりや介護予防につながるような取り組みを進めたい」とあいさつしました。吉本町長は「高齢者の健康づくりはもちろんのこと、より

幅広い世代の健康づくりに取り組んでいきたい」と期待を述べました。

町と(株)ルネサンスとは、令和5年度に、防災を目的とした「災害発生時における入浴施設等の利用に関する協定」を締結。4月からは、総務省の地域活性化起業人の制度を活用し、(株)ルネサンスから町に対し、職員の派遣を受けています。



協定書を手にする吉本町長(左)と望月代表取締役社長執行役員(右)

障がいのある人が受給できる 各種手当があります



詳しくは
こちら

⑤ 福祉課 障がい福祉係
☎096(232)4913

一定基準以上の障がいがある場合、次の手当を受給できる可能性があります。

	対象者	手当月額	
特別児童扶養手当	中度以上の障がい(身体、精神、知的、発達など)がある20歳未満の児童を家庭において監護している父または母、もしくは父母に代わってその児童を養育している人	1級： 56,800円 2級： 37,830円	年3回に分けて支給
特別障害者手当	著しい重度の障がいのため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の人	29,590円	年4回に分けて支給
障害児福祉手当	重度の障がいのため、日常生活において常時介護を必要とする在宅の20歳未満の人	16,100円	

※いずれの手当も所得制限があります。

※手当額は物価スライドにより改定される場合があります。

定額減税により不足額があった人へ

定額減税に伴う 不足額給付金を 支給します



詳しくは
こちら

⑤ 福祉課 地域福祉係 ☎096(232)4913

令和6年度に実施した、定額減税しきれないと見込まれる人への給付金(調整給付)に、不足が生じた人などに、不足額給付金を支給します。

対象者には、7月以降、順次支給に必要な書類を送ります。支給要件確認書や申請書が届いた場合は、10月31日(金)までに返送が必要です(支給のお知らせが届いた人は原則不要)。

	①不足額給付Ⅰ	②不足額給付Ⅱ
対象世帯	1月1日時点で菊陽町に住民登録があり、課税されている納税義務者	1月1日時点で菊陽町に住民登録があり、事業専従者などの理由により、扶養親族にあたらぬ人
給付額	所得税から3万円を差し引いて、引ききれなかった金額(1万円単位で切り上げ)*	原則4万円

※所得税と住民税所得割が非課税の人、住民税均等割のみ課税の人は対象外です。